



熊本県公報

第 1 1 7 7 2 号
平成 21 年 1 月 16 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… (//) 1
- 種畜証明書の交付…………… (畜産課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとさ
れた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更…………… (水産振興課) 4
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医
療)の指定廃止…………… (障害者支援総室) 5
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医
療)の指定…………… (//) 5
- 熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部改正…………… (会計課) 5
- 河川の公用廃止…………… (河川課) 6
- 土地改良区清算人の就任…………… (農村計画・技術管理課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見
…………… (商工政策課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見
…………… (//) 6
- 都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 7
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所…………… (都市計画課) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画・技術管理課) 7
- 都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8
- 熊本県共通封筒広告掲載業務委託の実施…………… (企画課) 8
- 熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催…………… (健康危機管理課) 10
- 平成20年度第3回熊本県景観審議会の開催…………… (都市計画課) 11
- 第2回くまもと未来会議の開催…………… (企画課) 11

告 示

熊本県告示第25号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成21年1月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業所名	指定年月日
デイサービス小糸山サロン 熊本市小糸山町689番地3	株式会社あらきの家	平成21年1月5日

熊本県告示第26号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成21年1月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業所名	指定年月日
デイサービス小糸山サロン 熊本市小糸山町689番地3	株式会社あらきの家	平成21年1月5日

熊本県告示第27号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により種畜証明書
を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。
平成21年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書 番号（平20 熊本県臨）	名号	品種	検査 成績	飼養者	検査場所
平成20年 12月19日 (金)	第9号	雷案ET1	褐毛和種	1級	独立行政法人 家畜改良セン ター熊本牧場	玉名市横島 町共栄37

熊本県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路
の供用を開始する。
その関係図面は、平成21年1月16日から60日間、熊本県土木部道路保全課におい
て一般の縦覧に供する。
平成21年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	387号	阿蘇郡小国町大字西里字麻生鶴 2075番2地先から 同所 2053番199地先まで	150.0	地域連 携国道

2 供用を開始する期日 平成21年1月16日

熊本県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路
の区域を変更する。
その関係図面は、平成21年1月16日から60日間、熊本県土木部道路保全課におい
て一般の縦覧に供する。
平成21年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	大畑西線	人吉市上田代町字馬越 2379番1地先から 同市上田代町字柳田 2216番1地先まで	前	13.8 ～ 30.6	171.0	道路法 第24 条工事
			後	13.8 ～ 34.8		

主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内 6 6 9 番 4 地先から 同所 7 6 3 番 1 地先まで	前	3.3 ～ 16.5	362.0	緊道整 B
			後	5.5 ～ 30.7		

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県告示第 3 0 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市湯出字石畳 6 9 8 番 1 0
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字石畳 6 9 8 番 1 0（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 3 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
地域密着型認知症対応型通所介護事業所なでしこ 阿蘇郡産山村大字田尻 6 1 8 番地	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇郡産山村大利 6 5 7 番地 3	平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日

(認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームたいめい苑 玉名市岱明町古閑 3 8 8 番地	社会福祉法人熊本東翔会 玉名市岱明町古閑 3 8 8 番地	平成 2 0 年 1 2 月 1 日

(介護予防認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
地域密着型認知症対応型通所介護事業所なでしこ 阿蘇郡産山村大字田尻 6 1 8 番地	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇郡産山村大利 6 5 7 番地 3	平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日

(地域密着型介護老人福祉施設)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
地域密着型介護老人福祉施設な でしこの里 阿蘇郡産山村大字田尻 6 1 8 番 地	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇郡産山村大利 6 5 7 番地 3	平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日

熊本県告示第 3 2 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。)第 4 条第 7 項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成 1 9 年熊本県告示第 1 0 8 6 号)を次のとおり変更したので、同条第 1 0 項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。

また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していく上でも重要な役割を果たしている。を今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

(2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画(法第 3 条の基本計画をいう。)により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するため措置を講じることとする。

(5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制(法第 1 3 条の協定制をいう。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の平成 2 0 年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】
平成 2 0 年 1 月から同年 1 2 月まで 若干

【まさば及びごまさば】
平成 2 0 年 7 月から平成 2 1 年 6 月まで 若干

第一種特定海洋生物資源の平成 2 1 年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】
平成 2 1 年 1 月から同年 1 2 月まで 若干

【まいわし】
平成 2 1 年 1 月から同年 1 2 月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成 2 1 年 7 月 から平成 2 2 年 6 月 まで

※上記さば類の管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】

中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制（法第 1 3 条の協定制をいう。）の普及及び定着を図ることとする。

また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層に推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第 3 3 号

障害者自立支援法施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号）第 6 3 条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から廃止の届出があった。

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	医療機関の開設者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	医療機関コード
有限会社 しらさぎ調剤薬局 八代市松崎町 2 6 6 番 4 号	有限会社 しらさぎ調剤薬局 八代市松崎町 2 6 6 番 4 号 毛利 美廣	平成 2 0 年 1 月 1 7 日	1 7 4 0 2 7 4

熊本県告示第 3 4 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	医療機関の開設者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	医療機関コード
ハート薬局 玉名市築地字平町 1 0 番 7 号	有限会社 吉永薬局 玉名市中 6 5 番地 5 号 吉永 隆憲	平成 2 1 年 1 月 1 日	1 8 4 0 2 6 4
つぼみ調剤薬局 菊池郡菊陽町光の森 3 丁目 1 7 番 7 号	合同会社 ケイ・メディサポート 菊池郡菊陽町原水 5 9 0 0 番 4 3 4 号	平成 2 1 年 1 月 1 日	2 6 4 0 8 0 4

熊本県告示第 3 5 号

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県指定金融機関事務取扱要領（昭和 6 0 年熊本県告示第 2 7 1 号の 1 0）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号中「（郵便貯金銀行を除く。）」を削る。
 附 則
 この要領は、平成21年1月16日から施行する。

熊本県告示第36号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川の名称
一級河川菊池川水系岩野川
- 2 廃川敷地が生じた年月日
平成21年1月16日
- 3 廃川敷地の位置
山鹿市津留字仲間3497番2地先から
山鹿市津留字近津宮31番2地先まで
- 4 廃川敷地の面積
577.793平方メートル

公 告

熊本県公告第17号

平成20年12月1日付けで解散を認可した浦川土地改良区の清算人が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成21年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
廣 雅尚	荒尾市水野618番地

熊本県公告第18号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により平成20年8月13日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により天草市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成21年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
本渡ショッピングセンター
天草市亀場町食場740ほか
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 地域振興に御協力いただいておりますが、今後とも地域の振興にこれまで以上の御協力をお願いします。
 - (2) 経済状況の悪化に伴い消費活動が低迷しており、地元商店街がこれまで以上の痛手を受けている状況にありますので、地元商店街につきましても特段の御配慮をお願いします。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
平成21年1月16日から平成21年2月16日まで

熊本県公告第19号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により平成20年7月24日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により湯前町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成21年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロード湯前店
球磨郡湯前町字松原2214番地ほか

- 2 市町村意見の概要
交通安全面につき、開店時・特売日等については、特に道路から駐車場入口などの安全対策に万全を期すことをお願いします。
特に相当数の自家用車による来客が見込まれる時間帯においては、整理員を配置するなどの配慮を怠らないようお願いいたします。
また、当該店舗周辺の地域の生活環境に与える影響等について十分な注意を払い、必要な対策を講ずる場合があったときは、適切な対応を図ることをお願いします。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
平成 2 1 年 1 月 1 6 日から平成 2 1 年 2 月 1 6 日まで

熊本県公告第 2 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字室字東迫尻 7 0 0 番 3、同 7 0 1 番 3、同 7 0 2 番 3、同 7 0 3 番 3、同 7 0 4 番 3、同 7 0 5 番、同 7 0 7 番、同 7 0 8 番、同 7 1 2 番、同 7 1 7 番、同 7 1 8 番、同 7 1 9 番、同 7 2 0 番 1、同 7 2 0 番 2、里道及び水路
1 4, 0 0 5. 1 2 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池市隈府 8 2 4 - 1
有限会社マリーンスイミングクラブ

熊本県公告第 2 1 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 2 9 条第 2 項の規定により、本渡北土地区画整理組合の理事でなくなった者の氏名及び住所を次のとおり公告する。
平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
金澤 武昌	天草市北原町 9 番 1 4 - 1 号

熊本県公告第 2 2 号

天草郡苓北町に事務所を置く苓北町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	林田 幸一	天草郡苓北町志岐 2 7 5 7 番地
理事	山口 建二	天草郡苓北町志岐 1 4 1 5 番地
理事	荒木 重一	天草郡苓北町志岐 2 1 8 番地
理事	村上 敏一	天草郡苓北町志岐 4 5 1 番地 1
理事	田中 文彦	天草郡苓北町志岐 1 4 3 番地 1
理事	松本 健吾	天草郡苓北町上津深江 7 6 8 番地
理事	岡村 久	天草郡苓北町上津深江 6 4 4 番地
理事	田嶋 豊昭	天草郡苓北町白木尾 2 7 5 番地 2
理事	西田 悟	天草郡苓北町年柄 2 0 5 番地
理事	三浦 隆昭	天草郡苓北町富岡 3 1 1 0 番地
理事	野下 政孝	天草郡苓北町富岡 3 7 0 4 番地
理事	倉田 明	天草郡苓北町富岡 3 4 8 3 番地
監事	福田 秀和	天草郡苓北町志岐 1 7 1 7 番地
監事	山口 建雄	天草郡苓北町白木尾 2 7 4 番地 2
監事	松本 繁喜	天草郡苓北町内田 4 4 番地
監事	三好 重信	天草郡苓北町富岡 2 8 2 9 番地

就任		
理事	林田 幸一	天草郡苓北町志岐 2 7 5 7 番地
理事	福田 秀和	天草郡苓北町志岐 1 7 1 7 番地
理事	林田 道久	天草郡苓北町志岐 3 1 2 番地 1
理事	斉藤 照	天草郡苓北町志岐 4 5 番地
理事	田中 文彦	天草郡苓北町志岐 1 4 3 番地 1
理事	松本 健吾	天草郡苓北町上津深江 7 6 8 番地
理事	岡村 久	天草郡苓北町上津深江 6 4 4 番地
理事	田嶋 豊昭	天草郡苓北町白木尾 2 7 5 番地 2
理事	松本 繁喜	天草郡苓北町内田 4 4 番地
理事	三浦 隆昭	天草郡苓北町富岡 3 1 1 0 番地
理事	野下 政孝	天草郡苓北町富岡 3 7 0 4 番地
理事	倉田 明	天草郡苓北町富岡 3 4 8 3 番地
監事	山口 建二	天草郡苓北町志岐 1 4 1 5 番地
監事	山口 建雄	天草郡苓北町白木尾 2 7 4 番地 2
監事	西田 悟	天草郡苓北町年柄 2 0 5 番地
監事	三好 重信	天草郡苓北町富岡 2 8 2 9 番地

熊本県公告第 2 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代市上日置町字八坪 4 4 5 2 番 5、同 4 4 5 2 番 6、同 4 4 5 2 番 7、同 4 4 5 2 番 9、同 4 4 5 2 番 1 1、同 4 4 5 2 番 1 4、同 4 4 5 3 番 1、同 4 4 5 3 番 2、同 4 4 5 3 番 3、同 4 4 5 4 番 1、同 4 4 5 4 番 2、同 4 4 5 4 番 3、同 4 4 5 5 番 1、同 4 4 5 5 番 2、同 4 4 5 5 番 3、同 4 4 5 6 番 1、同 4 4 5 6 番 2、同 4 4 5 7 番 1、同 4 4 5 7 番 2、同 4 4 5 8 番 1 及び同 4 4 5 9 番 1
3、9 6 8. 8 1 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
八代市松江城町 1 - 2 5
八代市

熊本県公告第 2 4 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県共通封筒広告掲載業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結日から平成 2 1 年 3 月 1 9 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、委託内容総額とする。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年告示第 4 2 0 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号）による審査のうえ、入札参加資格（広報・広告（企画・制作）を有すると決定された者であり、広告代理業務を行っている旨の報告をしていること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の (3) のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中ではないこと。
 - (5) 平成 20 年 12 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでおり、実績があること。
 - (6) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 21 年 1 月 16 日（金）から平成 21 年 1 月 23 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 21 年 1 月 16 日（金）から平成 21 年 1 月 28 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書（別紙様式 3）により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
- 熊本県総合政策局企画課特定政策推進室（県庁行政棟本館 5 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2015
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 21 年 1 月 16 日（金）から平成 21 年 1 月 29 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載する場所で交付又は電子入札システムホームページ（入札情報公開サービシステムの入札公告等情報）にて閲覧
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 21 年 1 月 30 日（金）午前 10 時 00 分から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館 9 階 901 会議室
 - (4) 入札書の提出方法
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 21 年 1 月 29 日（木）午後 5 時 30 分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金

- 額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とすべく入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。) 。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2 以上の意思表示をした入札
 - コ 民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 第 9 5 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格を上回る最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
 - イ 要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 1 4 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (6) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とすべく履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。) 。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

登 載 依 頼

熊 本 県 感 染 症 発 生 動 向 調 査 企 画 委 員 会 公 告 第 5 号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古 瀬 昭 夫

- 1 開催日時
平成 2 1 年 1 月 2 1 日 (水)
午後 6 時 3 0 分から午後 7 時 3 0 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 2 8 - 5 1
熊本テルサ 2 階「りんどう・つばき」
- 3 議題
平成 2 0 年 1 2 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員

- 10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
- 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 4 0 ダイヤルイン）

熊本県景観審議会公告第 3 号

熊本県景観審議会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。
平成 21 年 1 月 16 日

熊本県景観審議会
会 長 内 山 督

- 1 開催日時
- 平成 21 年 1 月 22 日（木）
午前 10 時 00 分から
- 2 開催場所
- 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁 行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
- 熊本県景観づくり基本計画（仮称）の素案について
- 4 傍聴者の定員
- 10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
- 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県景観審議会事務局（熊本県土木部都市計画課景観公園室景観班）
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 2 4）

くまもと未来会議第 2 号

第 2 回くまもと未来会議を、次のとおり開催する。
平成 21 年 1 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
- 平成 21 年 1 月 24 日（土）
午後 1 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所
- 熊本市水前寺公園 28 - 5 1
熊本テルサ「たい樹」
- 3 内容
- フリートーク：「くまもとの可能性」について
- 4 傍聴可能人数（予定）
- 100 人程度
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、午後 0 時から午後 1 時までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って、入室することができる。
- (2) 傍聴受付は、電話での事前予約を優先する。
- (3) 当日、残席があれば、先着順で傍聴を受け付け、定員になり次第終了する。
- 6 傍聴の事前予約及び問い合わせ先
- 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県総合政策局企画課
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 1 5）